

令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務 仕様書

第1 目的

高知県（以下、「甲」という。）では、産学官連携による県内事業者の新事業創出・イノベーションの促進や地域課題の解決等に向けて、産業団体と高等教育機関との交流の機会創出や高等教育機関の取組を企業等に知ってもらうためのセミナー等を実施している。

本業務では、産業団体、高等教育機関や行政（以下、「産学官」という。）が、産学官連携に対する理解を深めるきっかけを提供し、相互理解を促進することで、産業団体の課題解決に向けて、具体的な産学官連携の取組へとつなげていくことを目的とする。

第2 委託期間

委託期間は委託契約締結日から令和8年3月15日までとする。

第3 委託業務の内容

産学官連携促進プログラムの運営等に係る業務について、受託者（以下「乙」という。）は以下の業務を行うものとする。

1 業務の全体企画と調整

(1) 全体方針の検討及び情報の共有

乙は本業務の目的を達成するための全体方針及び具体的な業務の組み立て方等について提案し、甲乙協議の上決定すること。また、必要に応じて月に1回以上はオンラインもしくは対面での情報共有や協議を行うこと。

(2) 実施体制

業務の実施にあたり、甲との連絡調整や業務の進捗管理等を行う総括責任者や担当者を配置し、必要な体制の確保を行うこと。

(3) 高知県産学官民連携コーディネーターとの調整

乙は、高知県内の各高等教育機関との調整を行うにあたり、高知県産学官民連携コーディネーター*と随時協議し、協力して業務を遂行すること。

※高知県が別途委嘱している県内8高等教育機関から選出された者を指す。詳細はホームページを参照。<https://www.kocopla.jp/page.html?id=2521>

2 産学官連携促進プログラム

本業務は、以下のプログラムを体系的に実施することで、県内の産業団体と高等教育機関が産学官連携に対する共通認識を深め、産業団体の課題を明確化し、具体的な産学官連携の取組へとつなげることを目的に実施することとする。

乙は、産学官連携の意識合わせ、産業団体の課題の抽出、課題の深掘り、マッチング*を目指したコーディネートについて、勉強会や意見交換会の開催も含め一連の流れを示しながら、具体的かつ効果的な手法等を企画・提案すること。

なお、対象となる県内産業団体については甲が指定する。

※マッチングとは、産業団体と高等教育機関の両者が連携して課題解決に取り組むことに合意が取れた段階のことを指す。

(1) 産業団体と高等教育機関の勉強会

乙は、県内の産業団体及び高等教育機関の関係者を対象に、産学官連携に向けた意識合わせを目的とした勉強会を1回開催すること。

◆想定参加人数：40名

◆参加者想定：県内企業の経営者や現場責任者、高知県産学官民連携コーディネーター等

◆開催方法：対面での開催

ア 当日運営

勉強会の企画・運営・進行は乙が行うこと。なお、参加申込受付、会場設営、当日受付や後片付けは甲が行う。

イ 経費

勉強会に係る会場使用料及び準備物の経費は甲が負担する。

(2) 産業団体と高等教育機関の意見交換会の実施

乙は、勉強会の実施後、県内の産業団体および高等教育機関の関係者による産学官連携の具体化に向けた意見交換会を2回以上開催すること。

◆想定参加人数：30名

◆参加者想定：県内企業の現場責任者、高知県産学官民連携コーディネーター等

◆開催方法：対面での開催

ア 当日運営

イベントの企画・運営・進行は乙が行うこと。なお、参加申込受付、会場設営、当日受付や後片付けは甲が行う。

イ 経費

意見交換会に係る会場使用料及び準備物の経費は甲が負担する。

(3) 課題のブラッシュアップ及びマッチングを目指したコーディネート

乙は、勉強会及び意見交換会を通じて産業団体から抽出された課題の中から、産学官連携による解決が見込めるものを2件程度選定し、課題の深掘りを行いながら、産業団体と高等教育機関のマッチングを目指したコーディネートを実施すること。

乙は、課題の抽出、課題の深掘り・磨き上げ、高等教育機関との調整等について、具体的な進め方を提案すること。

ア 課題の抽出

乙は、プログラムの一連の流れの中で、効果的に課題を抽出するタイミングや方法について提案すること。また、産業団体及び高等教育機関の関係者が抽出された課題を共有できる機会をつくること。

イ 課題の深掘り・磨き上げ

乙は、抽出された課題のうち2件程度を選定し、産業団体等へのヒアリング等を通じて深掘りし、課題の磨き上げを行うこと。

ウ 高等教育機関との調整

乙は、必要に応じて高知県産学官民連携コーディネーターと連携し、産業団体と高等教育機関の間でマッチングを目指した調整を行うこと。

エ ミニ実証の実施

乙は、必要に応じて、産業団体と高等教育機関とのマッチングを目指した調整段階において、産学官連携の取組の実現可能性について検証するためのミニ実証を実施すること。

(ア) ミニ実証の決定

ミニ実証の実施については、甲乙協議の上決定すること。

(イ) ミニ実証の費用の支払い

ミニ実証の費用については、乙が委託料より支払うこととし、支払いに関する事務作業を行うこと。

◆ミニ実証の費用想定：20万円以内（内訳：10万円以内/1テーマ×2件程度）

オ マッチング及び進捗報告

乙は、マッチングを目指したコーディネートの進捗状況について、対面、オンライン又はメール等にて随時甲へ報告すること。

第4 業務完了報告書

1 業務完了報告書の様式は別紙のとおりとする。

2 業務完了報告書に添付する実績報告書（成果物）の内容は次のとおりとする。

業務全体の内容に関する実施記録（県との協議記録、勉強会及び意見交換会の実施記録、産業団体と高知県内閣高等教育機関等とのマッチングに向けたコーディネートの実施記録及び結果報告、ミニ実施の実施記録及び結果報告等）、本業務を踏まえた今後の展開に関する所見、その他県が指示したものを報告書として作成し、これを県に納入すること。納入は履行期限までに行うこととする。

- 3 業務完了報告書は、CD-ROM 等の不揮発性媒体にて 1 部、製本物にて 1 部提出することとする。

第 5 守秘義務

本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしないこと。また、本業務終了後も同様とする。

第 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。また、履行確認は、委託業務完了後に別途指示する日時に実施する。

第 7 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

第 8 その他

- 1 業務を遂行するうえで、甲及び乙が相互に共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- 2 当業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の範囲、再委託先を甲に提示し、了承を得ること。承認を得ない限り再委託を行ってはならない。また、再委託先に問題が生じた場合には、乙の責任においてこれを解決すること。
- 3 この仕様書に定めのないものについては、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

(別紙)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 所在地
名称
代表者名

令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務完了報告書

年 月 日付けで業務委託契約を締結した、令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務について、全ての業務を完了しましたので、業務委託契約書第19条に従い業務完了報告書を提出します。

記

- 1 事業名
令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務
- 2 提出書類
別添 成果物 一式